

こども家庭庁の創設による新たなこども政策の推進について

九州部会提出

わが国では、少子化・人口減少に歯止めがかからず、児童虐待や不登校、いじめ、こどもの貧困や自殺などの問題に加えて、コロナ禍による負の影響もあり、こどもを取り巻く状況が深刻になっていることから、こどもまんなか社会を目指すため、令和3年12月に「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」が閣議決定された。

これまでこども政策は、関係府省庁において、それぞれの所掌に照らして行われてきた。「こども家庭庁」においては、こどもの視点に立ち、こどもの権利を保障し、こどもを誰一人取り残さず、こどもの健やかな成長を社会全体で後押ししていくための新たな制度作りや、行政の「縦割り」により生じている弊害を解消・是正していくことを目指すとされている。

一方、国の体制が変わっても、こどもに関する各種施策の具体的な実施を担うのは地方自治体である。地方自治体の現場では、こどもに関する様々な相談や要望が寄せられており、その課題は広範囲かつ多岐にわたるため、限られた人員・財源で対応に苦慮しているのが現状である。

よって、こども家庭庁の創設による新たなこども政策の推進にあたっては、国と地方自治体との定期的な意見交換や協議、さらにはNPOをはじめとする市民社会との積極的な対話・連携・協働を行うことにより、地域の実情やニーズを把握するとともに、地方自治体において混乱が生じることのないよう技術的支援を行うこと、また、必要な人材確保等ができるよう十分な財政措置等を行うことを強く要望する。